

改正社会福祉法のあらまし

《指導監査関係》

山口県健康福祉部 指導監査室

平成 2 8 年 6 月 1 日

【目次】

(平成28年5月12日：第3版)

	頁
1 社会福祉法的主要改正内容	1
(1) 経緯及び改正経過	1
(2) 改正の柱	1
(3) 社会福祉法人制度の改正内容	2
○ 福祉サービスを提供するに当たっての責務	2
○ 経営組織の見直し（ガバナンスの強化）	2
ア 評議員	3
イ 理事	9
ウ 監事	16
エ 会計監査人	20
オ 役員等の損害賠償責任の明確化	23
カ 罰則の強化	27
○ 事業運営の透明性の向上	28
ア 定款の備置き及び閲覧	29
イ 役員等報酬の支給基準の公表	29
ウ 会計基準の統一、会計書類の保管義務及び公表	29
○ 財務規律の強化	33
ア 役員報酬基準の作成・公表	33
イ 役員等への特別な利益供与の禁止	34
ウ 社会福祉充実残額の明確化	35
エ 社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充計画の義務付け	37
オ 計画の承認等	38
○ 行政の関与の在り方	38
ア 指導監督機能の強化	38
イ 勧告・公表に関する規定の整備	39
ウ 措置命令・業務停止命令・役員解職勧告・解散命令	40
エ 公益事業・収益事業の停止	40
オ 所轄庁の知事への協力依頼	40
カ 知事等の所轄庁に対する意見等	40
キ 国所轄法人の都道府県への移管等	41
ク 国、都道府県の支援	41
2 既存法人の移行作業	42
(1) 改正社会福祉法の施行日の例外	42
ア 公布の日	42
イ 平成28年4月1日施行	43
(2) 既存法人が平成29年4月1日前に行う必要がある作業	43
ア 定款の変更	43
イ 評議員の選任	45
ウ 新役員等候補の選定	45
3 参考	47

※ 内容は予告なく変更する場合があります。

1 社会福祉法の主な改正内容

(1) 経緯及び改正経過

《経緯》

- ▼昭和26年：社会福祉事業法の制定（社会福祉法の前身）
社会福祉事業の範囲、社会福祉法人、福祉事務所など基盤制度を規定
〔平成9年 社会福祉基礎構造改革…介護保険法の成立等「措置から契約へ」
利用者の保護・利用者の選択を支援する仕組の構築等〕
- ▼平成12年：社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律
地域福祉の推進など社会福祉事業に限らず、共通的基本事項を規定
社会福祉事業法から社会福祉法に改題
- ▼平成23年：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次地方分権一括法）
平成25年4月1日から市へ指導監督権を移譲
〔平成25年 社会福祉法人の在り方等に関する検討会
日本再興戦略、規制改革実施計画等への対応(H25.9～H26.6 12回)〕
〔平成26年 社会保障審議会福祉部会
社会福祉法人制度の見直し(H26.8～H27.2 14回)〕
- ▼平成28年：社会福祉法等の一部を改正する法律…H28.3.31成立
平成28年4月1日及び29年4月1日での段階施行

《改正経過》

- ・平成27年4月 3日…第189回通常国会提出
- ・ 〃 7月29日…衆議院厚労委員会で原案可決…附帯決議10項目
- ・ 〃 7月31日…衆議院可決
- ・ 〃 9月25日…参議院での継続審査を可決
- ・平成28年1月 4日…第190回通常国会召集
- ・ 〃 3月17日…参議院厚労委員会で修正可決…附帯決議15項目
- ・ 〃 3月23日…参議院本会議で可決
- ▼ 〃 3月31日…衆議院本会議で可決(国会法第83条の5により、衆議院での再度の議決が必要)
同日、平成28年4月1日施行分の政省令制定

注1 参議院の修正は、附則の法律番号であり、実質の変更はない。

2 改正法は、平成27年2月に出された社会保障審議会福祉部会報告書の内容を反映したもの。

(2) 改正の柱

- ▼ 社会福祉法人制度の改正
 - ・ 福祉サービスを提供するに当たっての責務
 - ・ 経営組織の見直し（ガバナンスの強化）
 - ・ 事業運営の透明性の向上
 - ・ 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理等）
 - ・ 行政の関与の在り方
- ▼ 福祉人材の確保の促進
 - ・ 介護人材確保に向けた取組の拡大
 - ・ 福祉人材センターの機能強化
 - ・ 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
 - ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

(3) 社会福祉法人制度の改正内容

◇福祉サービスを提供するに当たっての責務◇

▼ 社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難なニーズへの対応

(経営の原則等) ※本法〔H28.4.1 施行〕

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

◆ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として規定された。

- 平成25年6月閣議決定「日本再興戦略」・「規制改革実施計画」及び8月公表「社会保障制度改革国民会議報告書」

社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税取扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求める。

- 平成26年6月閣議決定「規制改革実施計画」

社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化と社会貢献活動の実施を義務付ける。

※「規制改革会議」…経済再生を目的とした内閣総理大臣の諮問機関(H25.1 設置)

- 平成27年2月取りまとめ「社会保障審議会福祉部会報告書」

「営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを供給すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。」として、地域における公益的な取組が要請された。

◇経営組織の見直し（ガバナンスの強化）◇

▼ 議決機関としての評議員会を必置

※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

(注)小規模法人(政令で定める基準)について評議員定数に係る経過措置を設ける。

▼ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備

▼ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備

▼ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

◆ 任意設置であった評議員会が必置となり、重要事項の決議をさせることによって、理事会への牽制機能を持たせるとともに、理事や監事の権限や責任の明確化が図られた。

(機関の設置)

第36条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

(附則)

第9条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第39条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。

3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

ア 評議員

- 評議員会はこれまで諮問機関として位置付けられていたが、改正社会福祉法では議決機関として位置付けられた。
- すべての社会福祉法人が必ず設置しなければならない機関とされたことから、これまで評議員会を設置していなかった法人も評議員会を設置しなければならない。
- 社会保障審議会福祉部会報告書では、諮問機関としての機能を一部代替する仕組みとして、各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者が参加する「運営協議会」を開催し、意見を聴く場として位置付けることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させることが適当としている。
- 既存の法人において旧法に基づいて選任された評議員は、その任期にかかわらず、改正社会福祉法の施行日の前日（平成29年3月31日）に任期が満了する。

(社会福祉法人と評議員等との関係)

第38条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

㊦ 評議員と法人との関係

- ・ 社会福祉法人と評議員との関係は民法上の委任契約の旨が明文化された。
- ・ 評議員は法人に対して善管注意義務を負う。
- ・ 義務違反の事実があれば、「債務不履行」により「損害賠償」を求められる可能性が発生する。

(評議員の選任)

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

① 評議員の資格等

評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から、定款で定めるところにより選任することとされ、法人の理念や経営状況を理解した上で、中立公正な立場から審議できる者を選ぶことが求められるとともに、欠格事由や資格要件が規定された。

- ・ 役員（理事・監事）及びその法人の職員は兼務できない。
- ・ 理事の数を超えなければならない。
- ・ 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者及び3親等以内の親族その他各評議員と省令で定める特殊の関係がある者が、含まれてはならない。
- ・ 評議員のうちには、各役員について、その配偶者及び3親等以内の親族その他各役員と省令で定める特殊の関係がある者が、含まれてはならない。
- ・ 選任に係る理念は、社会保障審議会福祉部会報告書に記載されている。

【参考】

<評議員としての識見を有する人材の例>

- ・ 社会福祉事業や学校などその他の公益事業の経営者
- ・ 社会福祉に関する学識経験者（大学教員等）
- ・ 社会福祉法人に関与したことがある弁護士、公認会計士、税理士
- ・ 地域の福祉関係者（民生委員・児童委員）
- ・ 退職後一定期間の経過した社会福祉法人職員OB
- ・ 地域の経済団体が適切なものとして推薦する者

※ 厚生労働省の資料から抜粋

② 評議員の数

- ・ 定款の定める理事の数を超える数とされている。
（理事は6名以上とされていることから7名以上が必要）
- ・ これまで評議員は理事を兼ねることができたが、改正社会福祉法では役員との兼務が認められず、法人の施設職員（施設長や事務長など）も評議員となることはできない。

（附則）

第10条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第40条第3項の規定の適用については、施行日から起算して3年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「4人以上」とする。

※ 既存の法人が設置している評議員会もこれらの条件にあてはまる者は、改正社会福祉法に基づく評議員の候補となることはできない。

※ なお、「政令で定める基準」を超えない法人については、法施行から3年間は評議員の数を4名以上とする経過措置がある。

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

五 評議員及び評議員会に関する事項

5 第1項第5号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

㊦ 評議員の選任方法

- ・ 評議員の選任方法は、定款の定めによる。
- ・ 定款の定めによっても、理事又は理事会による評議員の選任はできない。
- ・ 社会保障審議会福祉部会報告書では、一般財団法人・公益財団法人の例を参考に、定款で定める選任委員会又は評議員会の議決等が示されている。

※ 既存の法人の手続きとしては、選任委員会を設置する方法が想定される。

※ 平成28年4月以降に国から示される定款準則に則って定款変更を行い、平成29年3月までに所轄庁の認可を受け、その際に評議員の選任方法を定款に定めることとなる。

(評議員の任期)

第41条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

㊧ 評議員の任期

- ・ 評議員の任期は、中期的な牽制機能を確保する観点から、任期の満了日は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされた。

また、定款の定めによつて、6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することも可能とされた。

- ・ 改正社会福祉法では、任期の終期が「選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時」とされており、従前の任期のようにあらかじめ日付けが定まらない。

(評議員会の権限等)

第45条の8 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条から第186条まで及び第196条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な**技術的読替**

えは、政令で定める。

㉑ 評議員会の権能

- ・ 評議員会はこれまでの諮問機関から議決機関とされた（法人運営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付けられる。）。
- ・ 決議の内容は、「社会福祉法に規定する事項」及び「定款で定めた事項」になる。
- ・ 評議員会の決議を必要とする事項については、定款で理事や理事会が決定することができるのと定めても無効とされた。

<評議員会の決議事項>

- ・ 役員（理事・監事）と会計監査人の選任及び解任（4条1項、4条の4 1,2項）
- ・ 監事の報酬（45条の18 1項）
- ・ 決算の承認（45条の30 2項）
- ・ 定款の変更（45条の36 1項）
- ・ 評議員、理事、監事の報酬の基準の承認（45条の35 2項）
- ・ 法人の解散、清算及び合併
- ・ 定款で定めた事項

【準用：一般法人法】

（評議員の報酬等）

第196条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

㉒ 評議員の報酬等

評議員の報酬等の額は、定款で定める必要がある。

（理事等の説明義務）

第45条の10 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他**正当な理由**がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

※ 役員は、評議員会から特定の事項について説明を求められた場合は、必要な説明を行うこととなる。

（計算書類等の定時評議員会への提出等）

第45条の30 理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

※ 理事は、定時評議員会において事業報告を行うこととなる。

（評議員会の運営）

第45条の9 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない

ない。

- 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- 3 評議員会は、第5項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。
- 4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - 一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - 二 前項の規定による請求があつた日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- 6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
 - 一 第45条の4第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）
 - 二 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の評議員会
 - 三 第45条の36第1項の評議員会
 - 四 第46条第1項第1号の評議員会
 - 五 第52条、第54条の2第1項及び第54条の8の評議員会
- 8 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

<定時評議員会>

毎会計年度終了後の一定の時期に招集され、決算等の承認を行うために必ず開催する必要がある評議員会のこと。

㊦ 評議員会の開催・運営

- ・ 定時評議員会は、原則として理事により招集され、毎会計年度終了後一定の時期に開催される。
- ・ 決議は、議決に加わることができる評議員の過半数出席で、出席者の過半数により決議される。ただし、次の事項は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもつて行うこととなる。

<評議員会の特別決議事項>

- ・ 役員解任のうち、監事の解任
- ・ 社会福祉法人に対する役員の損害賠償の一部免除
- ・ 定款の変更
- ・ 解散
- ・ 吸収・新設合併契約の承認 等

(評議員会の運営)

第45条の9 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない

ない。

- 9 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第45条の19第6項において準用する同法第109条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
- 10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条から第183条まで及び第192条の規定は評議員会の招集について、同法第194条の規定は評議員会の決議について、同法第195条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第181条第1項第3号及び第194条第3項第2号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な**技術的読替え**は、**政令**で定める。

【準用：一般法人法】

(評議員会の招集の決定)

- 第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 評議員会の日時及び場所
 - 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(評議員会の招集の通知)

- 第182条 評議員会を招集するには、理事（第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

- 第183条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(延期又は続行の決議)

- 第192条 評議員会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第181条及び第182条の規定は、適用しない。

(評議員会の決議の省略)

- 第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(評議員会への報告の省略)

第195条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

- ※ 準用条文に規定のある「招集手続の省略」、「評議員会の決議の省略」及び「評議員会への報告の省略」に関しては、運用上、厳格に要件を満たす必要がある（理事会の運営：45条の14参照）。
- ※ ある議題について、評議員全員が書面又は電磁的記録で同意した場合は、その議題については決議があったものとみなされ、決議を省略することが可能とされた。
- ※ 定時評議員会のすべての議題について、評議員全員が書面又は電磁的記録で同意し、決議があったとみなされるときは、その時に定時評議員会が終結したものとみなされる。

イ 理事

㊦ 役員の定義等

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項

- ・ 役員…理事及び監事（31条1項6号）
- ・ 役員等…理事、監事若しくは会計監査人（45条の20 1項）
- ・ 評議員等…評議員、理事、監事又は清算人（55条）

(理事の職務及び権限等)

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

㊧ 理事の職務

理事は法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実に、その職務を行わなければならない。

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員等の選任)

第43条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

(役員等の資格等)

第44条 第40条第1項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(役員等の任期)

第45条 役員等の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

(役員又は会計監査人の解任等)

第45条の4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員等の欠員補充)

第45条の7 理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたと

きは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事について準用する。

(評議員会の運営)

第45条の9 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

㉞ **理事の選任・解任**

- ・ 理事の選任は、評議員会の決議による。
- ・ 理事の人数は、6人以上が必要となる。
- ・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであるが、定款で短縮することが可能とされた。

㉟ **理事の資格（欠格事由は評議員と同じ）**

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ その法人が事業を行っている区域における福祉の実情に通じている者
- ・ その法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者

㊱ **理事の構成制限**

- ・ 理事のうちには、各理事について、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係にある者が、3人を超えて含まれてはならない。
- ・ 理事のうちには、各理事について、当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係にある者が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

㊲ **解任制限**

理事は、評議員会の決議により解任ができるが、理事の解任は次のいずれかを要件とする場合に限られる。

また、普通決議のため、原則として評議員の過半数が出席し、その過半数の決議で理事は解任されることになり、理事の欠員が定数の3分の1を超えた場合は遅滞なく補充することとなる。

- ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ・ 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき

(附則)

第11条 新社会福祉法第43条第1項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。

(附則)

第14条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第45条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

※ 既存法人の理事・監事の任期

既存の法人において平成29年4月1日に在任する役員の任期は、その任期にかかわらず平成29年4月以降に開催される最初の定時評議員会の終結の時までとなる。

したがって、最初の定時評議員会において、改正社会福祉法に基づく役員を選任する必要が生じる。

(理事会の権限等)

第45条の13 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 社会福祉法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

⊕ **理事会**

① **組織・職務**

- ・ 理事会は、全ての理事で組織する。
- ・ 理事会は経営者として、法人の業務執行の決定や理事の職務執行の監督などの職務を担う。

(理事会の運営)

第45条の14 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第6項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定は理事会の招集について、同法第96条の規定は理事会の決議について、同法第98条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

【準用：一般法人法】

(招集手続)

第94条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議の省略)

第96条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

(理事会への報告の省略)

第98条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

② 招 集

理事会は各理事が招集することとされているが、定款又は理事会で理事会を招集する理事（招集権者）を定めることができる。

この場合、他の理事は招集権者に目的の事項を示して招集を請求することができる。

③ 議 事

- ・ 理事会の決議は理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う（定款で出席や採決の割合を上回る数に定めることも可能とされている。）。
- ・ 議事に特別の利害関係を有している理事は、議決に加わることはできない。
- ・ 理事会の議事は、省令の定めに従い議事録を作成し、理事及び監事が署名（又は記名押印）する必要がある（定款で署名理事を理事長と定めることも可能）。
- ・ 準用条文に規定のある「招集手続の省略」、「理事会の決議の省略」及び「理事会への報告の省略」に関しては、運用上、厳格に要件を満たす必要がある（評議員会の運営：45条の9参照）。

(理事会の権限等)

第45条の13 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長1人を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することが

できない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第45条の20第1項の責任の免除

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第5号に掲げる事項を決定しなければならない。

④ 委任の禁止

次の事項は、日常業務が理事(長)に委任されている場合でも、理事(長)に委任することができない。

- ・ 重要な財産の処分及び譲受け
- ・ 多額の借財
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・ 従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制整備等
- ・ 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、社会福祉法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
- ・ その他の重要な事項

(理事の職務及び権限等)

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第85条、第88条(第2項を除く。)、第89条及び第92条第2項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第84条第1項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第88条の見出し及び同条第1項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第89条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【準用：一般法人法】

(理事の報酬等)

第89条 理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

(報酬等)

第45条の35 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならない

ような支給の基準を定めなければならない。

- 2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

⑤ 報酬等

理事の報酬は、定款又は評議員会で定める必要がある。また、報酬については、省令の定めにより不当に高額なものとならないような基準を定め、評議員会の承認を受ける必要がある。

(理事会の権限等)

第45条の13 理事会は、全ての理事で組織する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 社会福祉法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長の選定及び解職
- 3 理事会は、理事の中から理事長1人を選定しなければならない。

⑦ 理事長

① 選定

- ・ 理事長は、理事会で選定する。
- ・ 理事長は、理事の中から1名が選定される。

(理事の職務及び権限等)

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

- 2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。
 - 一 理事長
 - 二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- 3 前項各号に掲げる理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第85条、第88条（第2項を除く。）、第89条及び第92条第2項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第84条第1項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第88条の見出し及び同条第1項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第89条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事長の職務及び権限等)

第45条の17 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 3 第45条の6第1項及び第2項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第78条及び第82条の規定は理事長について、同法第80条の規定は民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第45条の6第1項中「この法律又は定款で定めた役員員の員数が欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

② 権限等

- ・ 理事長は、法人の業務を執行し、理事長の権限は、社会福祉法人の業務に関する一切の行為をする権限を有する。
- ・ 理事長は、社会福祉法人の業務を執行し、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務がある(定款に定めれば年に2回とすることもできる。)

なお、理事長の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない(理事会には法人の業務執行権と各理事相互間の監督義務があることから、仮に、法人が不適切な運営を行い、それを是正することができない場合は、理事全員が責任を問われる可能性がある。)

(理事会の権限等)

第45条の13 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 社会福祉法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

③ 解 職

理事長は、理事会で解職される。

(理事の職務及び権限等)

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

- 一 理事長
- 二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前項各号に掲げる理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

㊦ 業務執行理事

理事会の決議により、理事長以外の理事を法人業務を執行する理事として選定することも可能とされた。

また、業務を執行する理事も、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務がある(定款に定めれば年に2回とすることもできる。)

ウ 監 事

改正社会福祉法では、監事の権限、理事会への出席や報告の義務並びに責任が、明

確に定められた。

(機関の設置)

第36条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員等の選任)

第43条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

(役員等の資格等)

第44条 第40条第1項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者

二 財務管理について識見を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める**特殊の関係**がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める**特殊の関係**がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める**特殊の関係**がある者が含まれることになつてはならない。

(役員等の任期)

第45条 役員等の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

ア 監事の選任（欠格事由は評議員と同じ）

- ① 監事の選任は、評議員会の決議による。
- ② 任期は理事と同様に、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款で短縮することも可能とされている。
- ③ 監事は、必置機関であり、2名以上とされた。
- ④ 監事は、その法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- ⑤ 監事のうちには、各役員について、その配偶者及び3親等以内の親族その他各役員と省令で定める特殊の関係にある者が、含まれてはならない。

イ 監事の資格

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 財務管理に関して識見を有する者

第45条の18 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、**監査報告**を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条から第103条まで、第104条第1項、第105条及び第106条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第102条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第105条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な**技術的読替え**は、**政令**で定める。

【準用：一般法人法】

（理事への報告義務）

第100条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

第101条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第93条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（社員総会に対する報告義務）

第102条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告

しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第103条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

㊦ 監事の権限等

① 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。

② 理事や法人の職員に対して事業の報告を求めたり、自ら法人の業務や財産の状況の調査をすることができることとされたほか、次のような義務や権限が与えられた。

- ・ 理事会への報告義務（一般法人法 100 条）
理事が不正な行為をし、又は行為をするおそれがあると認めるとき、あるいは法令・定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく理事会に報告する。
- ・ 理事会への出席義務（一般法人法 101 条）
理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。また必要があるときは、理事会を招集することを理事に請求できる。
仮に、速やかに（5日以内に2週間以内の期日）招集通知が発せられない場合には、請求した監事が理事会を招集できる。
- ・ 評議員会への報告義務（一般法人法 102 条）
理事が評議員会に提出する議案や書類等を調査し、法令又は定款違反があるとき、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告する。
- ・ 理事の行為の差止め（一般法人法 103 条）
理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為若しくは法令定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為により、社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときには、理事に対しその行為をやめることを請求することができる。

【準用：一般法人法】

(監事の報酬等)

第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2 監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第106条 監事はその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

⑤ 監事の報酬及び費用請求

改正社会福祉法は監事に理事とは独立した権限を与え義務を課している。このため監事の報酬や費用の請求についても規定された。

① 報酬（一般法人法 105 条）

監事の報酬は、定款でその額を定めていないときは評議員会で決める。また、監事は評議員会で、報酬について意見を述べることができる。

② 費用等の請求（一般法人法 106 条）

監事は、費用の前払いの請求、支出費用の請求などを社会福祉法人に対してできる。社会福祉法人は、その費用などが当該監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

エ 会計監査人

ア 会計監査人の選任・解任

(機関の設置)

第36条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

(会計監査人の設置義務)

第37条 特定社会福祉法人（その**事業の規模**が**政令**で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第46条の5第3項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならない。

(会計監査人の資格等)

第45条の2 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類（第45条の27第2項に規定する計算書類をいう。第45条の19第1項及び第45条の21第2項第1号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

① 要件

- ・ 社会福祉法人は、会計監査人を置くことができ、会計監査人を置く場合は定款に定める必要がある。
- ・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人であることが要件とされた。
- ・ 一定の事業規模以上の社会福祉法人（特定社会福祉法人）は、会計監査人が必置とされた。
- ・ 事業規模については、政令で定めることとされているが、社会保障審議会福祉部会報告書では、収益10億円以上(段階的に対象範囲を拡大)又は負債20億円以上とされている。

(役員等の選任)

第43条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

(会計監査人の任期)

第45条の3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員又は会計監査人の解任等)

第45条の4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

(監事による会計監査人の解任)

第45条の5 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。
 - 3 第1項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

② 選任・解任の方法

- ・ 会計監査人は、役員と同様に評議員の決議により選任する。
- ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（当初は平成30年度の定時評議員会）の終結の時までとなるが、この評議員会で別段の決議がなされなければ再任されたものとみ

なされる。

- ・ 会計監査人は、評議員会の決議で解任できる。
- ・ 監事は、監事全員の同意により会計監査人を解任できる。
- ・ この場合、監事は、解任の趣旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなくてはならない。

① 会計監査人の責任と権限

第45条の19 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、**会計監査報告**を作成しなければならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により**表示**したもの

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第45条の2第3項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第108条から第110条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第109条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な**技術的読替え**は、**政令**で定める。

【準用：一般法人法】

（監事に対する報告）

第108条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（定時社員総会における会計監査人の意見の陳述）

第109条 第107条第1項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人

は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与)

第110条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

① 職務と権限

- ・ 会計監査人は、社会福祉法人の計算書類と計算書類の附属明細書を監査し、監査報告書を作成する。
- ・ 会計監査人は、財産目録、その他の省令で定める書類を監査する。
- ・ 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する書類を閲覧及び謄写をし、理事及び当社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- ・ また、必要があるときには、社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

② その他の義務等

- ・ 会計監査人には、理事の職務の執行に関し不正行為等を発見したときの監事への報告義務がある。
- ・ また、監事と会計監査人が意見を異にするときには、評議員会で陳述することができ、評議員会で会計監査人の出席を求める決議があった場合は、出席して意見を述べなければならない。

③ 制限

会計監査人は、その職務を行うに当たり、次のいずれかに該当する者を使って業務を行うことはできない。

- ・ 公認会計士法により会計監査をできない者（法人と著しい利害関係を有する者等）
- ・ その法人の理事、監事又は職員
- ・ その法人から公認会計士あるいは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

④ 報酬

会計監査人の報酬の決定には、監事の過半数（2人の場合は全員）の同意が必要とされた。

オ 役員等の損害賠償責任の明確化

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第45条の20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条から第116条までの規定は、第1項の責任について準用する。この場合において、同法第112条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第113条第1項中「社員総会」とあるのは「評議

員会」と、同項第2号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第2項及び第3項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第4項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第114条第2項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。）」と、同条第3項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第4項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第115条第1項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第3項及び第4項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な**技術的****読替え**は、**政令**で定める。

【準用：一般法人法】

（一般社団法人に対する損害賠償責任の免除）

第112条 前条第1項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

（責任の一部免除）

第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（第115条第1項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハマまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハマまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 6

ロ 代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの 4

（1） 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

（2） 当該一般社団法人の業務を執行した理事（（1）に掲げる理事を除く。）

（3） 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2

2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第111条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

4 第1項の決議があつた場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

(理事等による免除に関する定款の定め)

- 第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人(理事が2人以上ある場合に限る。)は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。
- 2 前条第3項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。
- 3 第1項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。
- 4 総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)の議決権の10分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第1項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。
- 5 前条第4項の規定は、第1項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

- 第115条 第112条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事(業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第141条第3項において同じ。))又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条及び第301条第2項第12号において「非業務執行理事等」という。)の第111条第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。
- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
- 3 第113条第3項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。
- 4 第1項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- 一 第113条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

- 三 第111条第1項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
- 5 第113条第4項の規定は、非業務執行理事等が第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

- 第116条 第84条第1項第2号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第111条第1項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。
- 2 前3条の規定は、前項の責任については、適用しない。

㊦ 法人に対する責任

役員等（理事、監事若しくは会計監査人）及び評議員は、各々その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、社会福祉法人に対する責任については、責任の一部免除や責任限定契約も認められている。

(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第45条の21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員等又は評議員の連帯責任)

第45条の22 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

① 第三者に対する責任

① 役員等又は評議員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

② 特に、役員等は、次の場合にも第三者等に損害賠償責任を負う。

- ・ 理事：計算書類等に虚偽記載を行ったとき
- ・ 監事：監査報告書に虚偽記載を行ったとき

- ・ 会計監査人：会計報告書に虚偽記載を行ったとき
ただし、その者が注意を怠らなかったことを証明したときは、責任が免除される。
なお、他の役員等や評議員もその損害賠償責任を負うときは、連帯債務者となる。

カ 罰則の強化

ア 背任罪等の適用

第130条の2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 評議員、理事又は監事

二 民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者

三 第42条第2項又は第45条の6第2項（第45条の17第3項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 第46条の7第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第75条第2項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者

四 第46条の11第7項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第79条第2項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者

五 第46条の7第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第175条第2項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

① 背任罪

- ・ 評議員、理事又は監事が自己又は第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を与える目的で、その任務に反する行為をし、その法人に財産上の損害を与えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処せられる。
- ・ 併科もあり、未遂の場合も罰せられる。

第130条の3 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

一 前条第1項各号又は第2項各号に掲げる者

二 会計監査人又は第45条の6第3項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又

は300万円以下の罰金に処する。

3 第1項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

② 収賄・贈賄罪

- ・ 評議員、理事又は監事、会計監査人がその職務に関することについて、誰かから不正の依頼（請託）を受けて、財産上の利益を受け取ったり、自分からその利益の要求若しくは利益を受け取る約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられる。
- ・ 犯人の收受した利益は没収又は追徴される。
- ・ その収賄の相手（利益を供与したり、その申込み若しくは約束をした者）は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。

③ 不法行為に対する過料の適用

評議員、理事、監事、会計監査人等が次のいずれかに該当したときは、20万円以下の過料に処せられる（133条関係）。

- ・ 社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき
- ・ 公告を怠る又は不正の公告を行ったとき
- ・ 正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき
- ・ 定款の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・ 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告その他の書面（電磁記録）に記載若しくは記録すべき事項を記載しなかったり、虚偽の記載等をしたとき
- ・ 帳簿や書類若しくは電磁記録を備え置かなかつたとき
- ・ 所轄庁への報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による検査を拒み若しくは妨害や忌避したとき 等

◇事業運営の透明性の向上◇

▼ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

▼ 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

◆ 改正社会福祉法では、情報公開の対象範囲の拡大とルールの特化が図られ、これまで公開していた事業報告書や決算書類のほか、定款や現況報告書が加えられた。

また、閲覧を請求できる者を利用者等に限定せず、誰でも請求できるように改められた。法人は正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

（定款の備置き及び閲覧等）

第34条の2 社会福祉法人は、第31条第1項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された

事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の**情報通信の技術を利用する方法**）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により**表示したもの**の閲覧の請求

（情報の公開等） ※本法〔H28. 4. 1施行とH29. 4. 1施行の2段階施行 28年新設条文再改正〕

第59条の2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を**公表**しなければならない。

一 第31条第1項若しくは第45条の3第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 第45条の3第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める**書類の内容**

ア 定款の備置き及び閲覧

㉞ 定款は法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置きしなければならない。

㉟ 評議員及び法人の債権者は、定款の閲覧や謄本又は抄本を請求することができる。

㊱ 評議員及び法人の債権者以外の者から閲覧の請求があつた場合も、正当な理由なく拒否することはできない。

㊲ 社会福祉法人は、定款の認可を受けたとき、若しくは定款の変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったときは、定款の内容を公表しなければならない。

イ 役員等報酬の支給基準の公表

社会福祉法人は、役員等の報酬の支給の基準を公表しなければならない。

ウ 会計基準の統一、会計書類の保管義務及び公表

※本法〔H28. 4. 1とH29. 4. 1の2段階施行(28年44条の再改正)。省令は主に会計基準省令〕
第45条の23 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、**会計処理**を行わなければならない。

2 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（会計帳簿の作成及び保存）

第45条の24 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な**会計帳簿**を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(計算書類等の作成及び保存)

第45条の27 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

※ 平成27事業年度決算は、平成28年度施行の44条5項により、2か月以内に計算書類を作成することとされている。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第45条の34 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に(社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第4項において同じ。)

三 報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第59条の2第1項第2号において同じ。)の支給の基準を記載した書類

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

(29 所轄庁への届出) ※本法〔H28.4.1 と H29.4.1 の2段階施行〕

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第45条の32第1項に規定する計算書類等

二 第45条の34第2項に規定する財産目録等

(28 所轄庁への届出)

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第44条第5項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面

二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

㊦ 会計基準の統一、届出及び保管

① 社会福祉法人は、省令で定める基準に従って会計処理を行い、適時、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

② 会計帳簿は閉鎖の時から10年間、事業に関する重要な資料とともに保存しなければならない。

③ 会計年度の終了後3か月以内に計算書類等(計算書類(貸借対照表、収支計算書)、事業報告書、附属明細書、監査報告(会計監査報告))及び財産目録等(財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業概要その他省令で定める事項を記載した書類)を作成し、所轄庁に届出なければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第45条の32 社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第45条の28第2項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時評議員会の日の2週間前の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定時評議員会の日の2週間前の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第3号及び第4号並びに第4項第2号に掲げる請求に応じることを**可能とするための措置**として厚生労働**省令**で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働**省令**で定める方法により**表示**したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働**省令**で定める方法により**表示**したものの閲覧の請求

(計算書類等の提出命令)

第45条の33 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第45条の34 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、厚生労働**省令**で定めるところにより、**次に掲げる書類を作成**し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 **財産目録**

二 **役員等名簿**（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第4項において同じ。）

三 **報酬等**（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第59条の2第1項第2号において同じ。）の**支給の基準**を記

載した書類

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

- 2 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 3 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除くとして、同項各号の閲覧をさせることができる。
- 5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第3項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている社会福祉法人についての第1項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

④ 書類の備置き及び閲覧

- ① 社会福祉法人は、定款とともに、計算書類等及び財産目録等を5年間主たる事務所に備え置き、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならない。
- ② 主たる事務所及び従たる事務所への計算書類等の備置きは、定時評議員会の日
の2週間前の日とされていることから、定時評議員会の招集日より前に行うこととなる。

したがって、監事（会計監査人）との日程、決算理事会の開催日及び定時評議員会の開催日をあらかじめ調整する必要がある。

例：計算書類を備え置いた日 6月 1日（○月N日）※通常は決算理事会開催日
：定時評議員会開催日 6月16日（○月N+15日）

- ・ 備え置いた日の翌日(6/2)から定時評議員会の前日(6/15)→中2週間(14日)
(民法140条(初日不算入)及び141条(期間の満了)に基づく日数計算)
 - ・ 45条の9(評議員会の運営)10項で準用する一般法人法182条1項により、書面での評議員会の招集の通知は1週間前とされているが、計算書類等の備置きとは主旨が異なる。
- ③ これらの書類は、サービス利用者等利害関係者に限らず、何人でも閲覧の請求ができ、社会福祉法人は、正当な理由がなくこれを拒めない。
 - ④ また、評議員及び法人の債権者は、計算書類等の謄本又は抄本の交付を請求することができる。
 - ⑤ さらに、裁判所は訴訟の当事者に対して計算書類及びその附属明細書の提出を命じることができる。

(情報の公開等) ※本法〔H28.4.1とH29.4.1の2段階施行〕

第59条の2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第31条第1項若しくは第45条の36第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 第45条の35第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

(公表) ※省令〔H28.4.1施行：本法部分はH28.4.1施行分を示す。〕

第10条 法第59条の2第2項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第59条の2第2項第2号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第9条第2項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

㊦ 公 表

社会福祉法人は、定款、貸借対照表、収支計算書及び現況報告書について、インターネットにより公表しなければならない。

◇財務規律の強化◇

- ▼ 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等
- ▼ 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
- ▼ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

ア 役員報酬基準の作成・公表

(報酬等)

第45条の35 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

(情報の公開等)

第59条の2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第31条第1項若しくは第45条の36第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 第45条の35第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

- ㊦ 役員等及び評議員に対する報酬の支給の基準を定める必要がある。
- ㊧ 基準は省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬や従業員の給与、その法人の経理状況やその他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう定めることとなる。
- ㊨ 報酬の支給の基準は、評議員会の承認を受ける必要があり、法人はその基準にしたがって報酬を支給する。
- ㊩ 法人は、その報酬の支給の基準を公表しなければならない。

イ 役員等への特別な利益供与の禁止

(特別な利益供与の禁止) ※本法〔H28.4.1 施行〕

第26条の2 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別な利益を与えてはならない。

(特別な利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者) ※政令〔H28.4.1 施行〕

第13条の2 法第26条の2の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は3親等内の親族
- 三 前2号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前2号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

(法人が事業活動を支配する法人等) ※省令〔H28.4.1 施行〕

第1条の3 令第13条の2第5号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第3項各号において「子法人」という。)とする。

- 2 令第13条の2第5号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。
- 3 前2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、

次に掲げる場合をいう。

- 一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合
- 二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合
 - イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
 - ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員
 - ハ 当該評議員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であつた者
 - ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者
 - ホ 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

㉞ 事業の実施に当たり評議員、理事、監事、職員その他政令で定めるその法人の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

㉟ 「政令で定める社会福祉法人の関係者」

- ① 社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② ①の配偶者又は3親等以内の親族
- ③ ①及び②と事実上婚姻関係にある者
- ④ ①から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- ⑤ 社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で次のとおり定めるもの
 - ・ 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人
 - ・ 当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者

ウ 社会福祉充実残額の明確化

㉞ 社会保障審議会福祉部会報告書では、社会福祉法人が保有する全ての財産から事業継続に必要な最低限の財産の額を控除した残額を福祉サービスに再投下可能な財産額として位置付けることが適当とている。

（社会福祉充実計画の承認）

第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行つている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第1号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行つている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の承認の申請は、第59条の規定による届出と同時に行わなければならない。

- 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 既存事業（充実する部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容
 - 二 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」という。）
 - 三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第5項において「事業費」という。）
 - 四 第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額（第5項及び第9項第1号において「社会福祉充実残額」という。）
 - 五 社会福祉充実計画の実施期間
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。
- 一 社会福祉事業又は公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。）
 - 二 公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。）
 - 三 公益事業（前2号に掲げる事業を除く。）
- 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 9 所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
 - 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
 - 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
 - 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画（次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。

(附則)

第23条 新社会福祉法第55条の2の規定は、施行日(H29.4.1)以後に開始する会計年度から適用する。

- ④ 改正社会福祉法では、毎会計年度において、次の計算式によって計算した額を「社会福祉充実残額」として、社会福祉充実計画の実施費用に充てるものとされた。
- ⑤ 社会福祉充実残額の計算式

$$\begin{aligned} &= \text{当該会計年度の前会計年度に係る（貸借対照表の「資産の部」－「負債の部」）} \\ &\quad \text{－} \\ &\quad \text{（現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として省令で定めるところにより算定した額）} \end{aligned}$$

※ 平成27年2月の社会保障審議会福祉部会報告書及び平成27年3月9日社会・援護局関係主管課長会議資料（福祉基盤課）では、「福祉サービス計画的な再投下」として、一定の取組方向を示している。

※ 「事業を継続するために必要な財産の額」の例示

全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）H28.1.20 社会・援護局

- ・ 事業に活用する土地、建物等
- ・ 建物の建替、修繕に必要な資金
- ・ 必要な運転資金
- ・ 基本金、国庫補助等特別積立金

※ 今後の予算・決算作業の中で法人における社会福祉充実残額が、どの程度の額になるのか予測しておくことが必要となる。

⑥ 対象となる会計年度は、平成29年4月1日以降に開始する会計年度となる。

⑦ 計算の結果、社会福祉充実残額の生じた法人は、平成29年6月末(全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生分科会)例示)までに所轄庁に対して社会福祉充実計画の申請を行うことが必要となる。

エ 社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充計画の義務付け

⑧ 社会福祉充実計画の作成

社会福祉法人は、社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画を作成して実施する必要がある。

《社会福祉充実計画》

① 現に行っている社会福祉事業・公益事業の充実

② 新規の社会福祉事業・公益事業の実施

計画の内容

- ・ 事業の規模・内容
- ・ 事業を行う区域
- ・ 社会福祉充実残額
- ・ 実施期間
- ・ その他省令で定める事項

① 社会福祉充実計画の規模及び内容は省令で定められる。何の事業を行うかについては、次の順序で検討することとされている。

- ① 社会福祉事業又は公益事業（※1）
- ② 地域公益事業（※2）
- ③ 公益事業

※1

- ・ 法第2条第2項に定める第1種社会福祉事業
- ・ 法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、第1号（生計困難者に対する相談事業）～第9号（無料低額診療事業）までの事業であって、規模要件（常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人））を満たさないため社会福祉事業に含まれないとされている事業をいう。

※2

※1の第2種社会福祉事業を除く公益事業で日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業地域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する公益事業をいう。

㉞ 計画の作成に当たっては、その事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

㉟ 公益事業のうち地域公益事業の計画策定に当たっては、事業区域の住民等関係者の意見を聴かなければならない。

なお、社会保障審議会福祉部会報告書では、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう「地域協議会」を開催することが適当としている。

オ 計画の承認等

㊲ 社会福祉充実計画は評議員会の承認を受けなければならない。

㊳ 社会福祉充実計画は所轄庁に申請し、その承認が必要となる。

㊴ 所轄庁は社会福祉充実計画の作成及び実施に関して、助言その他の支援をする。

◇行政の関与の在り方◇

▼ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け

▼ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備

▼ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備等

ア 指導監督機能の強化

（監督） ※本法〔H28.4.1施行〕

第56条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告の措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
- 9 所轄庁は、第7項の規定により役員解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。
- 10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 11 第9項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

㉞ 指導監査等に関する規定の整備（一部新規）

改正社会福祉法では、社会福祉法人の不適切な運営に対する実効性のある是正措置を講ずるため、指導監査等に関する規定が整備された。

- ㉟ 厚生労働大臣、知事及び市長は、社会福祉法の施行に必要な限度において、次のような権限が規定された。
 - ① 法人の業務若しくは財産の状況について報告を求めること。
 - ② 事務所その他の施設に立ち入り、業務・財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査をすること。

イ 勧告・公表に関する規定の整備（新設）

- ㊱ 改正社会福祉法では、新たな制度として勧告と公表の規定が追加された。
- ㊲ 社会福祉法人が法令や行政庁の処分及びその法人の定款に違反したり、運営が著しく適性を欠くと認めたとき、所轄庁は期限を定めて改善を勧告できるものとされた。
- ㊳ 改善勧告をしても社会福祉法人が期限内に従わなかったときは、所轄庁はその旨を公表できるものとされた。

ウ 措置命令・業務停止命令・役員解職勧告・解散命令（従来どおり）

- ㊦ 勧告に対し、その社会福祉法人が正当な理由なく改善勧告に従わなかったとき、所轄庁は、期限を定めて改善勧告に係る措置をとるよう命じることができる。
- ㊧ 命令に従わなかった場合、所轄庁は、期限を定めて業務の停止（全部又は一部）を命じ、又は役員解職を勧告することができる。
- ㊨ 所轄庁は、社会福祉法人が法令や行政庁の処分及びその法人の定款に違反した場合で、他の方法により監督の目的が達成されないとき、又は正当な事由なく1年以上その目的とする事業を行わないときは、解散を命じることができる。

（公益事業又は収益事業の停止） ※改正なし

第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

エ 公益事業・収益事業の停止（従来どおり）

所轄庁は、公益事業や収益事業を社会福祉法人が実施しているときに、次のような問題が生じている場合には、その事業の停止を命じることができる。

- ① 定款で定められた以外の事業を行っている。
- ② 収益事業から発生した収益を、社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用している。
- ③ 公益事業や収益事業を実施していることによって、その法人の社会福祉事業に支障が生じている。

（関係都道府県知事等の協力） ※本法〔H28.4.1施行〕

第57条の2 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に対して適切な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 所轄庁は、第56条第1項及び第4項から第9項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

オ 所轄庁の知事への協力依頼（新規）

所轄庁は、前述のイ、ウ及びエの事務を行うために必要な場合は、関係する都道府県知事等に対して、情報や資料の提供、その他必要な協力を求めることができるとされた。

カ 知事等の所轄庁に対する意見等（新規）

社会福祉法人の所轄庁でない場合であっても、その社会福祉法人の事務所や事業所、施設等の所在地の都道府県知事や市町村長は、その法人が適切な措置をとることが必

要であると認めるときに、その法人の所轄庁に対して措置をとるべきであるとの意見を述べるができることとされた。

キ 国所轄法人の都道府県への移管等

(所轄庁) ※本法〔H28.4.1 施行〕

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）
 - 二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
- 2 社会福祉法人でその行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

(法第30条第2項に規定する厚生労働省令で定めるもの) ※省令〔H28.4.1 施行〕

第1条の4 法第30条第2項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 全国を単位として行われる事業
- 二 地域を限定しないで行われる事業
- 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- 四 前各号に類する事業

<社会福祉法人の所轄庁>

- ・ 原則は、法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事
- ・ 主たる事務所のある市の区域内のみで事業を行っているものは市長
- ・ 主たる事務所が指定都市の区域内にある法人で、その行う事業が一の都道府県内において2以上の市町村の区域にわたるもの及び地区社会福祉協議会は指定都市の長
- ・ 行っている事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて全国的に事業を行うことを目的とするものその他省令で定めるものは厚生労働大臣

ク 国、都道府県の支援

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

第59条の3 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し、必要な助言、情報の提供などの支援を行うこととされた。

2 既存法人の移行作業

(附則：施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第5条及び第6条の規定並びに附則第5条、第7条、第9条、第31条、第32条、第34条及び第35条の規定 公布の日
- 二 第1条、第3条及び第4条の規定並びに次条から附則第4条までの規定並びに附則第6条、第26条から第30条まで、第33条、第36条及び第38条の規定 平成28年4月1日

改正社会福祉法は、平成29年4月1日から施行される。

ただし、一部の条文は公布の日又は平成28年4月1日から施行され、このうち、社会福祉法人の法人運営に関する施行日は、次のとおりとされている。

(1) 改正社会福祉法の施行日の例外

ア 公布の日

次の2項目については、改正社会福祉法の公布の日から施行される。

① 定款変更

(附則：第2条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。

※ 既存の法人は、平成29年4月1日までに定款を変更し、所轄庁の認可を受ける必要がある。

※ 見出しの「第2条」は、改正規定の第2条を示し、附則第7条の施行そのものは公布日であるが、法文上に規定する施行日は、改正規定の第2条の施行日である平成29年4月1日となる(以下同じ。)

② 評議員の任期

(附則)

第9条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第39条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。

2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第41条第1項の規定の適用については、同項中「、選任後」とあるのは「、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

(評議員の任期：読替え後) ※見消し表示

第41条 評議員の任期は、~~選任後~~社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)の施行の日以後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後を同日以後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

- 2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

※ 既存の法人は、新評議員を選任しておく必要がある。新評議員の選任の効力は、平成29年4月1日に発生する。

なお、現に評議員が置かれている法人については、旧評議員の任期は平成29年3月31日に満了する（附則9条）。

イ 平成28年4月1日施行

次の改正については、平成28年4月1日から施行される。

- ① 事業運営の透明性の向上(44条・59条の2・133条)
 - ② 地域における公益的な取組を実施する責務(24条)
 - ③ 特別な利益供与の禁止(26条の2)
 - ④ 所轄庁による指導監督の強化等(30条・56条・57条の2・59条の3・133条)
- ※ 所轄庁が変更となる社会福祉法人は、速やかに理事会の承認を得て、平成28年度当初に変更後の所轄庁への必要な定款変更の手続きを行うこととなる(30条)。

(2) 既存法人が平成29年4月1日前行う必要がある作業

ア 定款の変更

- ① すべての社会福祉法人は、改正社会福祉法に沿った定款準則が、平成28年4月以降に、国から示された後、平成29年3月末までに理事会の承認を受けて定款を変更し、所轄庁の認可を受ける必要がある（附則7条）。

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項

十五 公告の方法

- 2 前項の定款は、**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働**省令**で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。
- 3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。
- 4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。
- 5 第1項第5号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。
- 6 第1項第13号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

- ② 改正社会福祉法では、定款に定めるべき事項として評議員や役員等に関する事項及び理事会に関する事項が追加されている（31条1項）。

《定款記載事項》

- 目的
- 名称
- 社会福祉事業の種類
- 事務所の所在地
- 評議員会及び評議員に関する事項
- 役員（理事・監事）の定数その他役員に関する事項
- 理事会に関する事項
- 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 資産に関する事項
- 会計に関する事項
- 公益事業を行う場合には、その事業
- 収益事業を行う場合には、その種類
- 解散に関する事項
- 定款の変更に関する事項
- 公告の方法
- ※ ●は、下線部に変更又は新たに加えられた事項

- ③ 定款は、電磁的記録（省令で定めるコンピューターで作成した記録）として作成することも可能とされている。

第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 **定款の変更**（厚生労働**省令**で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

- ④ 平成29年4月1日以降の定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

イ 評議員の選任

- ① 評議員は、(2)アの定款の変更後に、定款に定めた方法により選任する必要がある(39条)。
- ② 理事又は理事会が評議員を選任することはできないので(31条)、最初の新評議員の選任は、社会保障審議会福祉部会報告書に沿って一般財団法人・公益財団法人の例を参考に、中立的な選任委員会を設置して行うことになるものと想定される。
- ③ 改正社会福祉法に基づく新評議員の任期は、平成29年4月1日から始まり、それまでの旧評議員の任期は、平成29年3月31日に満了するとされている(附則9条)。
- ④ 評議員の権限がこれまでより強化されることから、欠格事由を踏まえ、その人選には慎重に当たる必要があると考えられる。
- ⑤ 既存の法人で、理事の定数を6人を超えた人数としている場合は、評議員と理事の役割の変更を考慮して、適切な定数となるよう検討することが必要と考えられる。

<選任手順の例>

- i 新定款準則の発出
- ii 定款変更・認可(所轄庁)
- iii 評議員選任委員会の設置(選任委員会委員の選任)
- iv 理事会による評議員候補の推薦
- v 理事会による選任理由の説明(評議員資格の検討を含む。)
- vi 選任委員会による審議・決議(※現評議員の任期は平成29年3月31日まで)
- vii 新評議員会設置(平成29年4月1日)
- viii 新評議員会開催(新役員を選任、決算の承認等※現役員任期満了)
- ※ i～viまでが、平成28年度中の準備行為となる。

ウ 新役員等候補の選定

- ① 既存の役員(理事及び監事)の任期は、平成29年4月1日以降に開催される最初の定時評議員会の終結の時までとされている(附則14条)。
- ② 定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期に招集することとなる(第45条の9)。したがって、最初の定時評議員会において、新理事と新監事の候補を提案して承認を得る必要がある。
- ③ 改正社会福祉法では、理事や監事の権限や責任がこれまでより強化されることから、既存の役員をそのまま候補とするのではなく、改正社会福祉法の下での業務と責任の理解を求めた上で、法人の運営する事業に深い知識や経験のある人材を選定することが必要と考えられる。
- ④ 一定の事業規模以上で会計監査人を置かなければならない法人は、評議員会の決議を得て会計監査人を選任する必要がある。したがって、最初の定時評議員会までに、候補となる公認会計士又は監査法人を選定しておく必要がある。

【想定：移行まとめ図】

—	法人制度	機関設計（法人組織）
平成28年度	<p>【一部開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における公益的な取組の実施 ○ 特別な利益供与の禁止 ○ 所轄庁における監督機能の強化 ○ 情報公開ルールの明確化 (対象範囲の拡大) 	<p>(所轄庁変更法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款変更 →所轄庁認可 (定款変更) ○ 定款準則の発出(厚労省) ○ 定款変更(役員等報酬の決定を含む) →所轄庁認可(H29.4.1施行分) (評議員) ○ 新評議員選任委員会の設置 ○ 新評議員候補者の選考 →新評議員の選任 ○ 運営協議会準備 (役員・会計監査人) ○ 新役員(理事・監事)候補者の選定 ○ 会計監査人候補者の選定 (社会福祉充実計画) ○ 地域協議会準備 ○ 社会福祉充実残額の把握準備 (予算) ○ 平成29年度予算理事会 ○ 社会福祉充実計画の検討 <p>《現評議員の任期満了(H29.3.31)》</p>
平成29年度	<p>【新制度の開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現況報告書、役員名簿、報酬基準、計算書類、事業報告書、財産目録、監査報告書の届出(H29.6末まで) ○ 社会福祉充実計画申請(H29.6末まで) →所轄庁の承認 	<p>《新評議員の任期開始(H29.4.1)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営協議会開催 ○ 地域協議会開催 ○ 決算理事会(現役員による開催) ※改正法に基づく理事会 決算案 計算書類等の備置き 社会福祉充実計画案 補正予算案(平成29事業年度分) 新役員案 ○ 定時評議員会(H29.6末まで※) 決算 社会福祉充実計画 役員等報酬基準 補正予算案(新年度分) 新役員・会計監査人の選任 <p>〔定時評議員会後、現役員の任期満了〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新理事会(新役員による開催) 理事長の選定 ○ 社会福祉充実計画の実行

※ 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び事業報告書等の作成・届出期限等は、会計年度終了後、3か月以内とされている(H29年施行:45条の27、45条の34及び59条関係)。

3 参考

参考となる資料は、厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/>）ホームページから閲覧可能です。

(1) 社会福祉法の一部を改正する法律関係

「社会・援護局 新着の法令」として、次のURLへ平成28年4月5日に掲載されていますが、厚生労働省法令等データベースサービスが更新される際に、掲載場所が移動することも考えられますので御注意ください。

[「http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/」](http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/)

※厚生労働省法令等データベースサービス(下段) > **－ 登載準備中の新着法令－**

※移動している場合は、「本文検索」の欄で検索してください。

- 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号）
（PDF, 473KB）
※新旧対照表(PDF, 623KB)
【社会・援護局福祉基盤課】
- 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年3月31日政令第185号）（PDF, 123KB）
※新旧対照表(PDF, 176KB)
【社会・援護局福祉基盤課】
- 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年3月31日厚生労働省令第78号）（PDF, 85KB）
※新旧対照表(PDF, 164KB)
【社会・援護局福祉基盤課】
- 社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号) (PDF, 289KB)
【社会・援護局福祉基盤課】

(2) 関係通知

「社会・援護局 新着の通知」として、次のURLへ平成28年4月5日に掲載されていますが、厚生労働省法令等データベースサービスが更新される際に、掲載場所が移動することも考えられますので御注意ください。

[「http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/」](http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/)

※厚生労働省法令等データベースサービス(下段) > **－ 登載準備中の新着通知－**

※移動している場合は、「本文検索」の欄で検索してください。

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）（平成28年3月31日社援発0331第41号）（PDF, 203KB）
【社会・援護局福祉基盤課 社会福祉法等の一部を改正する法律関係】
- 社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成28年3月31日社援発0331第40号）（PDF, 202KB）
【社会・援護局福祉基盤課 社会福祉法等の一部を改正する法律関係】
- 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号）（PDF, 552KB）
【社会・援護局福祉基盤課 社会福祉法等の一部を改正する法律関係】
- 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項に

ついて（平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）（PDF, 630KB）

【社会・援護局福祉基盤課 社会福祉法等の一部を改正する法律関係】

- (3) 社会保障審議会福祉部会報告
社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～[325KB]
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>」
※福祉部会の平成 27 年 2 月 12 日に掲載
- (4) 会議資料
- 社会・援護局関係主管課長会議資料について [平成 27 年 3 月 9 日開催]
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077332.html>」
福祉基盤課 [6, 097KB]
 - 全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生分科会) [平成 28 年 1 月 20 日開催]
「<http://www.mhlw.go.jp/topics/2016/01/tp0115-1.html>」
(13)社会・援護局 [分割掲載]
 - 社会・援護局関係主管課長会議資料 [平成 28 年 3 月 3 日開催]
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092.html>」
資料 5 福祉基盤課 [2, 293KB]
- (5) 社会保障審議会（福祉部会）資料[平成 28 年 4 月 19 日開催]
【改正社会福祉法の今後の検討課題等について】
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>」
- (6) 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会資料[平成 28 年 4 月 26 日開催]
【社会・援護局（社会）が実施する検討会等】
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>」
※「改正社会福祉法の今後の検討課題等について」を受けて開催される検討会
- ▼ 一般社団法人・一般財団法人関係参考資料
- 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト（公益法人 information）
- F A Q…「<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/index.html>」[分割掲載]
（役員等の選任、機関設計、法人運営、会計に関する照会回答）
 - 運営上の参考…「<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>」
（運営に関する参考資料）
 - ・公益法人の各機関の役割と責任
（参照：第 2 回社会保障審議会福祉部会平成26年9月4日 資料 2）
 - ・社員総会・評議員会の開催日程
（開催通知の留意事項を掲載）

注 リンクに不備がある場合は、直接、ブラウザのアドレスバー等にカギ括弧を除く下線部の URL を入力して、検索してください。

また、リンク先は変更されている場合がありますので、その際は、検索エンジンの項目入力欄にサイト名等を入力して、検索してください。

==== 改 訂 履 歴 ====

- 平成28年5月12日－初 版
- 平成28年5月12日－第2版（平成28年5月31日の説明会用）
 - ・字句修正
- 平成28年5月12日－第3版
 - ・本法中、政令・省令委任の箇所を白抜き修飾
 - ・運営協議会追加
 - ・評議員会及び理事会の決議の省略等を追加
 - ・計算書類等の備置きを追加
 - ・決算理事会と定時評議員会の開催日との関係を追加
 - ・評議員に関する選定(考)委員会を選任委員会に統一
 - ・社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会資料URLを追加
 - ・一般社団法人・一般財団法人関係参考資料URLを追加
 - ・字句修正